良好な生育状況にある。

なお、指定地内のほぼ中央部にはトドマツを主とし、ヒバ・スギ等を混じる針葉樹が分布しているが、そのサイズ (胸高直径:30cm~40cm) からみて、すでに伐期を迎えているとみてよい。しかしながら、これらは保護樹帯として指定地内の樹林を保護していると考えられるので、慎重な取り扱いが必要となる。

### 3 整備の現況

三館跡は、いずれも文化財保護法第115条第1項に規定する施設(標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)を設置し、適正な保存管理に努めている。

#### 1) 花沢館跡

指定当時の現状をそのまま保存することにしており、整備は実施していない。また、維持管理のため 主体部を中心に毎年約5,500㎡の草刈りを実施している。

### 2) 洲崎館跡

指定されてまもないため整備は行っていない。平成22年度には保安林管轄官庁の許可を得て、25,000 ㎡ ほどクマイザサ等の伐開を行い、指定地内の地形景観を整えた。

# 3) 勝山館跡

昭和53年に策定した『史跡上ノ国勝山館跡・花沢館跡保存管理計画』が掲げた「史跡地域整備構想」に基づき環境整備を進めてきた(第12図及び表 1・表 2 参照)。また、維持管理として夷王山を中心に毎年約 70,500㎡ の草刈りを実施し、勝山館跡の主郭では除草も行っている。

### ア 第1期整備(昭和54~平成2年度)

前保存管理計画で定めた事業の実施期間は、昭和54年度から昭和63年度までの10ヶ年であったので、計画の半ばを過ぎた昭和59年度に、前保存管理計画の基本方針に基づき、具体的な整備方法を示す『環境整備実施設計書』を作成し、以後、平成2年度まで遺構確認調査と併行して整備を進めた。

主な整備内容は、搦め手地区土葬墓群、ゴミ捨て場、館神八幡宮周辺建物跡の平面表示、大手・搦手空壕跡の張芝法面保護、搦め手柵列の復原、寺の沢用水施設跡の木樋2基、井戸枠の立体復元などである。

## イ 第2期整備(平成3~11年度)

数度に及ぶ建て替えのため建物遺構は錯綜し、また共伴する遺物も多種多量で、調査は難航したため、 平成3年度以降は遺構確認調査を優先し、その詳細な検討を待って遺構整備を行うこととし、館主の居 住空間と思われる第二平坦面を中心に平成10年度まで集中的に調査を進めた。

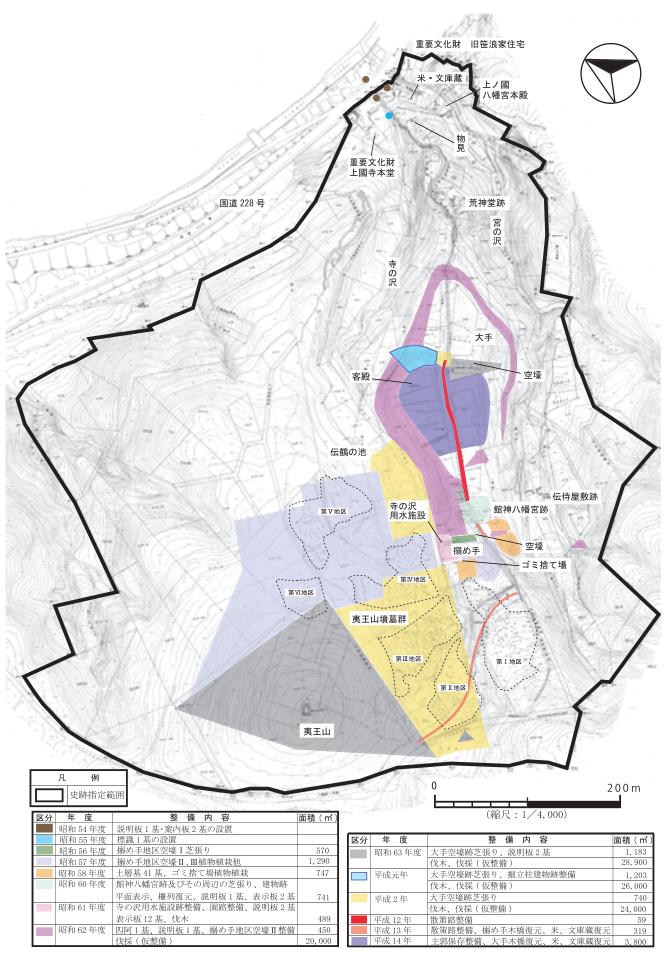
平成11年度は、次年度からの史跡等活用特別事業の導入に先立ち、「史跡勝山館跡等整備基本計画」を 策定して、整備方針と基本計画を定め、以後の整備の大綱を示した。

## ウ 第3期整備(平成12~22年度)

昭和12~平成22年度は、文化庁の史跡等活用特別事業(H12~ H14)、史跡等総合整備活用推進事業 (H15~ H17)、史跡等登録記念物保存修理事業 (H18、H19)、史跡等登録記念物・歴史の道事業 (H20~ H22) をそれぞれ導入して整備を進めた。

主な整備内容は、散策路・中央通路の整備、大手・搦め手木橋の復原、主郭の旧地形・柵列の復原、 主郭建物遺構の平面表示、ガイダンス施設の建設、館跡全体模型の製作、墳墓遺構レプリカの制作、歴 史的建造物(重要文化財旧笹浪家住宅付属米・文庫蔵)の復原などである。

なお、建物遺構等の平面表示、館跡全体模型の製作にあたっては、遺構構成がもっとも整ったと考えられる第Ⅲ期(16世紀前葉、3世良廣の代)を復原の基準とした。



第12図 史跡上之国館跡 (勝山館跡) 環境整備箇所 位置図